

<保護者用>

登園の際には、下記の登園届の提出をお願いいたします。

(なお、登園のめやすは、子どもの全身状態が良好であることが基準となります。)

登園届（保護者記入）

保育所施設長殿

入所児童氏名

病名「 」と診断され、
平成 年 月 日 医療機関名「 」に
おいて病状が回復し、集団生活に支障がない状態と判断されましたので登園いたします。

平成 年 月 日

保護者名

印

保育所は、乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団での発症や流行ができるだけ防ぐことはもちろん、一人一人の子どもが一日快適に生活できることが大切です。

保育所入所児がよくかかる下記の感染症については、登園のめやすを参考に、かかりつけの医師の診断に従い、登園届の提出をお願いします。なお、保育所での集団生活に適応できる状態に回復してから登園するよう、ご配慮ください。

○ 医師の診断を受け、保護者が登園届を記入する感染症

病名	感染しやすい期間	登園のめやす
マイコプラズマ肺炎	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後数日間	発熱や激しい咳が治まっていること
手足口病	手足や口腔内に水疱・潰瘍が発症した数日間	発熱がなく（解熱後1日以上経過し）、口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
伝染性紅斑（リンゴ病）	発しん出現前の1週間	全身状態が良いこと
ウイルス性胃腸炎 (ノロ、ロタ、アデノウイルス等)	症状のある間と、症状消失後1週間（量は減少していくが数週間ウイルスを排泄しているので注意が必要）	嘔吐、下痢等の症状が治まり、普段の食事がとれること
ヘルパンギーナ	急性期の数日間（便の中に1か月程度ウイルスを排泄しているので注意が必要）	発熱がなく（解熱後1日以上経過し）、口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
RSウイルス感染症	呼吸器症状のある間	呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと
帯状疱疹	水疱を形成している間	すべての発しんが痂皮化してから
突発性発しん	発熱中は感染力がある	解熱後1日以上経過し機嫌が良く全身状態が良いこと
伝染性膿疱疹（とびひ）	効果的治療開始24時間まで	皮膚が乾燥しているか、湿潤部位が覆える程度のこと
その他 ()		